

産後ケア事業に係る業務委託契約書（案）

小牧市（以下「委託者」という。）と _____（以下「受託者」という。）とは、産後ケア事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は、産後ケア事業に関する業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

（業務）

第2条 受託者は、委託者の指示に従うとともに小牧市産後ケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守の上、業務を実施しなければならない。

（契約期間）

第3条 この業務の契約期間は、契約締結日から当該年度の末日までとする。

（委託料）

第4条 業務に要する委託料は、要綱のとおりとする。

（1） ショートステイ 1人1日 30,000円

（2） デイケア 1人1日 20,000円

（3） アウトリーチ 1人1日 10,000円

（4） 多胎児加算

（1）（2）（3）のいずれも1人あたり1日3,000円

（5） 利用者が、利用日の前日の午後5時を過ぎて事業者に日程の変更を連絡した場合は、中止として取り扱い、市は、ショートステイにあつては1,000円を、デイケア及びアウトリーチにあつては500円を事業者を支払うものとする。

2 前項に掲げる経費は、受託者が毎月10日までに、前月分を要綱に定める報告書により、支払うものとする。ただし、3月分のみ月末までに要項に定める報告書により、支払うものとする。

（契約の解除）

第5条 受託者は、第3条に定める契約期間中に受託者の都合により本契約を解除しようとするときは、契約を解除する3か月前までに委託者に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 受託者は、この契約により知り得た内容を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

(関係書類の閲覧等)

第7条 委託者は、受託者に対し、業務に関する事項について必要と認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

(協議)

第8条 この契約書に定めのない事項又は本契約について疑義を生じたときは、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

第9条 この契約は、契約締結日から効力を生ずるものとする。

第10条 この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、委託者、受託者各1通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 小牧市堀の内三丁目1番地
小 牧 市
代表者 小牧市長 山下 史守朗

受託者